

小規模修繕契約希望登録事業者の納税証明書の提出について

米沢市総務部契約検査課

米沢市小規模修繕契約希望者登録制度において、登録資格の延長を希望する登録事業者は、指定期日までに市税の納税証明書の提出が必要です。

納税証明書の未提出等により、市税の納税状況が正しく確認できない場合は、本市のいかなる見積等にも参加することはできませんので、十分注意してください。

1 対象者

米沢市小規模修繕契約希望者登録制度の登録事業者で登録資格の延長を希望する者

2 提出書類

(1) 提出書類

米沢市長が発行する原則として令和 6 年度の納税証明書（一般用）

下記について、納付期限が到来しているものについて未納がないものに限りです。

【法人】：法人市民税、固定資産税・都市計画税、市民税・県民税（特別徴収）、軽自動車税

【個人】：固定資産税・都市計画税、市民税・県民税、国民健康保険税、軽自動車税

※ 法人については、「最新年度の納税証明書」をお願いします。申請の際は、事業年度（期間）又は決算月を必ず市民課の窓口に出してください。なお、事業年度と法人市民税以外の税目の課税状況により、最新年度の納税証明書が交付されない場合があります。

(2) 注意事項

- ① 納税証明書は、**令和 7 年 1 月 15 日以降に発行されたもの**を提出してください。
- ② 提出する納税証明書は、原本・写しのどちらでも構いません。

3 提出期間・方法

(1) 提出期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）～2 月 28 日（金）

(2) 提出方法

○窓口を持参する場合

土・日曜日、祝日を除きます。

○郵送する場合

令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの消印が有効となります。

※封筒に「小規模修繕提出書類在中」と明記してください。

(3) 受付確認が必要な場合について

受付票等の交付は行っていないので、受付確認が必要な方はご自身でご準備（任意様式）ください。なお、**郵送により納税証明書の提出を行う場合は、必ず受付票とともに『返信用封筒（切手貼付）』を同封してください。**

【提出・問合せ先】

担当：米沢市総務部契約検査課 契約担当

TEL：0238-22-5111（代表）内線 2503・2504